（参考例）必要に応じ、条項を追加するなどして使用すること。

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関するグループ協定書

株式会社□□□□□（以上「甲」という。）と株式会社△△△△△（以下「乙」という。）は、鳥取県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の指定管理による管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲及び乙は、生涯学習センターを共同連帯して管理運営するため、グループを構成するものとする。

（名称）

第２条　当グループは、▽▽▽▽▽（以下「グループ」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当グループは、事務所を鳥取県　　　　　　　　　　に置く。

（代表者の名称）

第４条　当グループは、甲を代表者とする。

（代表者の権限）

第５条　甲は、生涯学習センターの指定管理業務の履行に関し、当グループを代表して権限を執行することとし、その権限は次のとおりとする。

（１）管理運営全般の統括

（２）鳥取県及び監督官庁等との折衝

（３）グループの管理運営に係る経費、会計処理に関する事項

（業務の期間及び協定の効力等）

第６条　本協定に係る指定管理業務の期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

２　当グループは、本協定を締結した日に成立し、指定管理業務の指定期間満了後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

３　前項の規定に関わらず、当グループが第１項の期間に生涯学習センターの指定管理者とならないことが判明したときは、その判明したときをもって清算し、本協定の効力を失うものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第７条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務分担）

第８条　グループにおいて、甲及び乙が分担する業務は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | 乙 |
| ①  ②  ③  ④  ・ | ①  ②  ③  ④  ・ |

（経費責任）

第９条　当グループの生涯学習センターの管理運営に係る経費については、甲の責任において処理するものとする。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和５年　　月　　日

甲　主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印